

資料-2 基本協定書（案）に関する質問

NO	タイトル	該当箇所				質 問	回 答
		頁	第●条	項	号		
1	事業予定者の設立等	1	第2条	2項		「乙は、事業契約締結のための・・・民間活力審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする」とありますが、要望事項とはどういった事を前提としているのでしょうか。	事業者の提案内容に対し、選定委員会や発注者の観点から改善の余地があると認められることを前提としています。
2	事業予定者の設立等	1	第3条	1項		「仮契約締結の日までに、事業予定者に係る商業登記の全部事項証明を甲に提出しなければならない」とありますが、落札者決定後、会社設立手続きに入り8月中旬までにSPCの商業登記の全部事項証明書を市に提出するのは日程上困難であると思います。この点について、落札者決定後、市と落札者との間で対応を協議するとしていただけないでしょうか。	原文のままとします。仮契約締結時には、SPCの登記事項証明書の提出が必要です。
3	事業予定者の設立等	1	第3条	3項		「乙は、事業予定者の定款に・・・会計監査人及び監査役の設置に関する定めをおくものとし、・・・」とありますが、会計監査人は置きますが、定款に設置規定を置くことを要求されるのでしょうか。	SPCは会計監査人設置会社としてください。
4	業務等の委託及び請負	2	第5条	1項		「乙は、次の各号に掲げる・・・」とありますが、市から本事業に係る業務を受託するのは、乙が設立する事業予定者ですので、本条項の規定は「乙は、事業予定者をして、次の各号に掲げる・・・」となるのではないのでしょうか。	規定の表記は原案のとおりとします。
5	業務等の委託及び請負	2	第5条	2項		「乙は、前項に規定する業務等を委託し・・・」とありますが、上記と同様に「乙は、事業予定者をして、前項に規定する業務等を委託させ、又は・・・」となるのではないのでしょうか。	規定の表記は原案のとおりとします。
6	事業契約の締結等	2	第6条	1項		「ただし、事業契約の本契約の締結がなされる前に乙の構成員のいずれかに以下の以下の各号のいずれかの事由が・・・本契約を締結しない。」とありますが、本事業以外の別案件において、乙の構成員が本条各号の規定に該当した場合も仮契約を解除し、本契約を結ばないと言う意味でしょうか。	第6条第1項各号に掲げる事由が事業契約の締結に関して生じた場合にのみ仮契約を解除します。質問No. 8及びNo. 9の回答を参照してください。
7	事業契約の締結等	2	第6条	1項		2行目『ただし、事業契約の本契約の締結がなされる前に…』の”本契約”とはどの契約書面を意味するのでしょうか。定義づけをして頂きたいと思っております。	同条同項に規定するとおり、事業契約の本契約です。定義づけは必要ありません。

資料-2 基本協定書（案）に関する質問

NO	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	第●条	項	号		
8	事業契約の締結等	2	第6条	1項		3行目『乙の構成員のいずれかに以下の各号のいずれかの事由が事業契約の締結に関して生じたときは、…』とありますが、この意味は、“本事業”に関して、以下の各号のいずれかの事由が、乙の構成員に生じたときという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	事業契約の締結等	3	第6条	4項		1行目『乙の構成員に第1項各号の事由が事業契約の締結に関して生じたことにより…』とありますが、この意味は、“本事業”に関して、第1項各号の事由が、乙の構成員に生じたことによりという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	事業契約不調の場合の処理	3	第8条	1項		『事由のいかんを問わず事業契約の締結に至らなかった場合は…』とありますが、リスク分担表（施策変更リスク、契約締結リスク）より、貴市の責による場合には、乙が本事業の準備に関して支出した費用は貴市にご負担頂けるものと理解しております。リスク分担表に合わせた内容に修正を何卒お願いします。	原案のとおりとします。
11	談合その他の不正行為に係る賠償の予定	3	第9条			1行目『乙の構成員のいずれかが事業契約に関して第6条第1項各号のいずれかに該当したときは、…』とありますが、この意味は、“本事業”に関して、第6条第1項各号の事由が、乙の構成員に生じたことによりという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	談合その他の不正行為に係る賠償の予定	3	第9条	1項		「乙の構成員のいずれかが事業契約に関して第6条第1号各号のいずれかに該当した時は、事業契約を解除するか否かに係らず、構成員が連帯して賠償金を支払わなければならない」とのことですが、解除した場合に限定していただけませんか。	原案のとおりとします。
13	談合その他の不正行為に係る賠償の予定	3	第9条	1項		「但し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない」とありますが、乙の構成員について贈賄の刑が確定した場合には、本条の賠償金の規定は適用されないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

資料－2 基本協定書（案）に関する質問

NO	タイトル	該当箇所				質 問	回 答
		頁	第●条	項	号		
14	秘密保持	4	第10条			乙側では、乙の構成員各社において、本事業の検討するに当たって必要な範囲の自己の取締役、監査役、従業員、代理人、アドバイザーと検討・相談することになりますので「・・・、あらかじめ相手方の承諾を得ることなく、本事業を検討するに当たって必要な範囲の取締役、監査役、従業員、代理人及びアドバイザー以外の第三者に開示しないこと・・・」となるのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。